

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

平成26年6月30日

鳥取県知事 殿

提出者

住所 鳥取県西伯郡大山町所子263番地1

氏名 株式会社 所子建設

代表取締役 中川 郁夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 (0859) 53-4521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 所子建設
事業場の所在地	鳥取県西伯郡大山町所子263番地1
計画期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業																					
②事業の規模	元請完成工事高（平成24年度実績） 595,281 千円																					
③従業員数	23人																					
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="0"> <tr> <td>①アスコン殻</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>再生アスファルトとして再資源化</td> </tr> <tr> <td>②コンクリート殻</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>再生砕石として再資源化</td> </tr> <tr> <td>③廃石膏ボード</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>再生砕石として再資源化</td> </tr> <tr> <td>④建設汚泥</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>エコソイル・再生砕石として再資源</td> </tr> <tr> <td>⑤鉄くず</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>鋼材原料として再資源化</td> </tr> <tr> <td>⑥建設系混合廃棄物</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>素材リサイクル再生利用</td> </tr> <tr> <td>⑦木くず 伐採・伐根</td> <td>中間処理業者へ委託 ⇒</td> <td>燃料チップとして再資源化</td> </tr> </table>	①アスコン殻	中間処理業者へ委託 ⇒	再生アスファルトとして再資源化	②コンクリート殻	中間処理業者へ委託 ⇒	再生砕石として再資源化	③廃石膏ボード	中間処理業者へ委託 ⇒	再生砕石として再資源化	④建設汚泥	中間処理業者へ委託 ⇒	エコソイル・再生砕石として再資源	⑤鉄くず	中間処理業者へ委託 ⇒	鋼材原料として再資源化	⑥建設系混合廃棄物	中間処理業者へ委託 ⇒	素材リサイクル再生利用	⑦木くず 伐採・伐根	中間処理業者へ委託 ⇒	燃料チップとして再資源化
①アスコン殻	中間処理業者へ委託 ⇒	再生アスファルトとして再資源化																				
②コンクリート殻	中間処理業者へ委託 ⇒	再生砕石として再資源化																				
③廃石膏ボード	中間処理業者へ委託 ⇒	再生砕石として再資源化																				
④建設汚泥	中間処理業者へ委託 ⇒	エコソイル・再生砕石として再資源																				
⑤鉄くず	中間処理業者へ委託 ⇒	鋼材原料として再資源化																				
⑥建設系混合廃棄物	中間処理業者へ委託 ⇒	素材リサイクル再生利用																				
⑦木くず 伐採・伐根	中間処理業者へ委託 ⇒	燃料チップとして再資源化																				

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
代表取締役 (廃棄物担当役員)	→ <総務> 廃棄物の管理運営を行う
↓	
<工務部>	廃棄物管理・処理業者、再生利用業者の選定・管理 委託 契約の締結・マニフェストの交付管理 その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度(25年度)実績】	
	産業廃棄物の種類	①アスコン殻 ②コンクリート殻
	排 出 量	1884.64 t 65.06 t
	排出制御が難しいため数量の取り組みができない。 官公庁の工事による排出の場合指定業者に処分委託する	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類 木くず
	排 出 量	1900 t 7 t
	(今後実施する予定の取組) 官公庁の工事による排出の場合指定業者に処分委託する	

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③廃石膏ボード	④建設汚泥	⑤鉄くず	⑥建設系混合廃棄物
2 t	0.08 t	5 t	0.845 t

②計画

金属くず	ガラスくず	汚泥	建設系混合廃棄物
1 t	1 t	0 t	0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦木くず 伐採・伐根			
8.04 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 官公庁の工事から発生する廃棄物のため、自社での再生利用はできない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 官公庁の工事から発生する廃棄物のため、自社での再生利用はできない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 官公庁の工事から発生する廃棄物のため、自社での再生利用はできない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 官公庁の工事から発生する廃棄物のため、自社での再生利用はできない		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 官公庁の工事による排出のため自社での埋立て処分・海洋投入処分はできない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①アスコン殻	②コンクリート殻
	全処理委託量	1884.64 t	65 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1884.64 t	65 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 再生利用業者へ委託する		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③廃石膏ボード	④建設汚泥	⑤鉄くず	⑥建設系混合廃棄物
2 t	0.08 t	5 t	0.845 t
t	t	t	t
2 t	0.08 t	5 t	0.845 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦木くず 伐採・伐根			
8.04 t	t	t	t
t	t	t	t
8.04 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	1900 t	7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	1900 t	7 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用業者へ委託する		
※事務処理欄			

②計画

金属くず	ガラスくず	汚泥	建設系混合廃棄物
1 t	1 t	0 t	0 t
t	t	t	t
t	t	t	t
1 t	1 t	0 t	0 t
t	t	t	t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。